



小・中学校への入学案内

小・中学校に今春入学する子どもの保護者に、就学通知書(学校名と入学式の日時を記載)を送付しています。

通知書がまだ届いていない場合は問い合わせてください。

対象

- 小学校：平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの人
 - 中学校：平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの人
- 問合せ 学校教育課

しないさせない

ゆるさない越境入学

入学する小・中学校は、児童・生徒が実際に住んでいる住所(住民基本台帳上の住所)によって決められています。

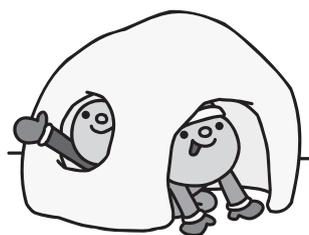
教育委員会で指定された校区以外の学校へ入学することは越境入学になります。越境入学がわかったときは、たとえ学年の途中であっても、すぐに転校することになります。

越境入学にあたる行為

- 住所が変わったのに、転出(届)届を提出しない
- 架空の住民登録をして、実際の住所とは異なる校区の学校へ就学する

※やむを得ない理由などがある場合は、相談してください。

問合せ 学校教育課



都市計画生産緑地地区

を変更

昨年12月1日に泉佐野市都市計画審議会が開催され、次の議案について審議が行われ計画案のとおり承認されました。

- 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更

◆告示決定 12月8日

◆図書縦覧場所 都市計画課
問合せ 都市計画課

2月は

生活排水対策推進月間

川などの水の汚れの原因の約8割が日常生活から出る「生活排水」によるものです。その影響は、冬場に大きくなります。「食器や鍋の汚れはふき取ってから洗う」「油、食べ残しは流さない」の実践にご協力をお願いします。

また、下水道を利用できる地域では下水道への接続を、当面下水道の整備が見込まれない地域では合併処理浄化槽の設置をお願いします。

問合せ 府環境管理室事業所指導課 (☎06・6210・9585)
Fax 06・6210・9584

※生活排水対策に関する大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/seihai/>



歳末たすけあい運動

募金総額

1,212,998円

善意の募金は福祉推進のために使わせていただきました。

おもな福祉推進事業

- 市内在住の障害児などを対象としたクリスマス会
 - ひとり暮らし高齢者の交流会や年賀状、市内福祉施設や民生委員、地域のボランティアの協力によるおせち料理配食
 - 親と子のふれあい人形劇など
- 問合せ 泉佐野市社会福祉協議

2月7日は

「北方領土の日」

北方領土問題への関心と理解を深めましょう。

問合せ 府府政情報室

☎06・6944・6007
Fax 06・6944・8966



会 ☎464・2259 Fax 462・5400

かんくうNEWS

問合せ 新関西国際空港(株) 広報グループ (☎455-2201)
ホームページ <http://www.kansai-airport.or.jp/>

関西国際空港における出国時の利便性がさらに向上しました!

関西国際空港第1ターミナルビル4階の国際線出発フロアにおいて、国際線チェックインシステムの統一コミュニケーションにあわせ、共用自動チェックイン機を導入しました。この自動チェックイン機をご利用いただくことで、海外旅行へご出発の際のチェックイン手続きを、これまで以上に迅速に行うことができ、さらにカウンターキャパシティが増加することで混雑の緩和を図り、ご利用いただくお客様の利便性の向上をめざします。お客様を見上げさせる形状となっていたチェックインカウンターの案内表示も、据置型モニターへ切り替えを行いました。これにより、視認性や機能性を向上させ、開放感ある快適な空間を創造しています。



据置型モニター案内表示板

消防本部からのお知らせ

問合先 泉州南広域消防本部 警備課
(☎469-0119 Fax460-2119)

救急安心センターおおさか

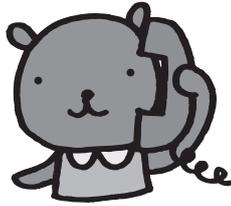
病気やケガなどで「病院に行った方がいいのか?」「診てもらえる病院を教えてください」「応急手当の方法は?」など、判断に困った場合の救急電話相談や病院照会に応じるサービスです。

相談員・看護師が、医師の支援体制のもと、24時間365日みなさんの相談にお答えします。緊急性が高いときは、すぐに救急車を出動させるなど、1本の電話でみなさんに安全・安心を提供します。

☎#7119…固定電話(プッシュ回線)・携帯電話・PHS

☎06-6582-7119…固定電話(ダイヤル回線)・IP電話

※緊急時には迷わず119番をしてください。健康相談、介護相談、現在かかっている病気の治療方針や薬などの相談は受けられません。



小児救急電話相談

府では、夜間の子どもの急病で、「病院へ行った方がよいか?」などの判断に迷ったとき、保健師や看護師が小児科医の支援体制のもと、相談に応じています。

相談日時

毎日午後8時～翌朝8時

☎#8000…固定電話(プッシュ回線)・携帯電話・PHS

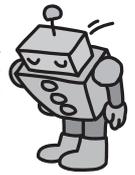
☎06-6765-3650…固定電話(ダイヤル回線)・IP電話



救急隊からのお願い

「救急車で行けば早く診てもらえるから」「病院の場所が分からないから」などの救急要請は、本当に救急車を必要とする人の救命活動に支障をきたします。

みなさんの適正な利用をお願いします。



J・COMりんくう デジアナ変換サービス 放送終了のお知らせ

総務省から「デジアナ変換の暫定的導入」の要請に基づき提供している地上アナログ受信機向けの「デジアナ変換サービス放送(*)」を、2月17日(火)に終了します。(終了時間は正午を予定)

デジアナ変換サービス放送を利用中の人が、デジタル放送を視聴するためには、次のいずれかの対応が必要です。デジタル放送の準備をお急ぎください。

- デジタルテレビに買い替える
- 地上デジタル放送対応のチューナーを購入する
- ケーブルテレビなどに加入する
- ※詳しくはホームページをご覧ください。(J・COM デジアナ)で検索してください)
- デジアナ変換に関する問合先
- J・COMカスタマーセンター(午前9時～午後9時) ☎0120-999-0000
- 総務省地デジコールセンター(午前9時～午後6時) ☎0570-07-0101

申請受付は2月27日(金)まで

犬・猫不妊去勢手術費用の助成

詳しくはホームページ (http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/hoken/menu/hoken_center/) をご覧になるか、問い合わせてください。

飼い犬の登録内容に変更はありますか?

次のような変更があったときは、保健センターへお知らせください。

- 飼い犬が亡くなった
- 飼い主の住所・氏名を変更した
- 犬の住所を変更した



なお、市外へ転出したときや市外の飼い主に変更したときは、鑑札を持って新しい市町村で変更手続きを行ってください。

また、市外から転入されたときは、旧住所地で交付された鑑札を持って保健センターで変更手続きを行ってください。

※手続きに犬を同行させる必要はありません。

いずれも

申請・問合先 保健センター (☎463-6001)

(*) デジアナ変換サービス放送…ケーブルテレビ会社から地上デジタル放送をアナログ方式に変換し、アナログテレビでも地上デジタル放送が暫定的に見られるようにしたサービスです。ご覧のテレビ画面の右上に「デジアナ変換」という表示が出ている場合、または画面下部にデジアナ変換終了のお知らせのテロップが表示されている場合は、サービス終了後、テレビが視聴できなくなります。



振り込め詐欺に注意!

還付金詐欺被害や、警察官などをかたる不審電話が急増しています。

●市役所や社会保険事務所の職員をかたり、「医療費の過払い金があるので、ATMに行ってください。」と電話をかけてきます。ATMで医療費や税金の返金手続きはできません。

●警察官をかたり、「あなたの口座が悪用された。」などと不安をおおひ、キャッシュカードやお金をだまし取るうとする電話も多発しています。

●レターパックや宅配便で、現金を送らせる詐欺の手口も急増しています。どんな名目であれ、レターパックや宅配便で現金を送らないようにしてください。

怪しい電話があれば、すぐに警察へ通報してください。

問合先

大阪府警察本部府民安全対策課
☎06・6943・1234



税

問合先 税務課

市・府民税の申告受付

期間 2月16日(月)～3月16日(月)

(土・日曜日除く)

時間 午前9時～11時30分

午後0時45分～4時30分

場所 市役所 1階101会議室

※申告書の提出は郵送でも可

必要なもの

- 申告用紙(税務課に設置)
- 印鑑(認め印)
- 平成26年分の給与や公的年金等の源泉徴収票や収入のわかる書類
- 控除のための証明書や領収書、障害者手帳など

■公的年金等以外に収入がない人は、申告をする義務はありません。公的年金等の支払者に届け出ている以外で、次のような場合、申告をすると税額が減額されることがありますので、忘れずに申告してください。

- 扶養している親族があり、扶養控除が受けられる
- 健康保険料の支払いなどで社会保険料控除が受けられる
- 医療費が一定額を超え、医療

費控除が受けられる

■平成26年中に収入がなく税額が発生しない人でも、公営住宅の入居や奨学金の申請など、所得に関する証明書が必要なときは、申告が必要な場合もあります。

■市・府民税の税額を計算する資料には、市への申告書のほかに給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書などがあり、申告した所得以外の収入がある場合や、扶養控除の対象者に要件を超える収入がある場合などは、申告時の想定税額と実際の税額が異なる場合があります。

※詳しくは税務課ホームページをご覧ください。

軽自動車税

廃車手続きは

3月31日までに

原動機付自転車・二輪・軽一輪・軽四輪などにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録している車両の所有者(使用者)に課税されます。4月2日以降に廃車手続をした場合、平

成27年度は課税されることになり、使用しなくなった車や、他人に譲渡したり、スクラップや盗難などで所有しなくなった車両は、3月31日(火)までに廃車などの届出をしてください。

また、市外へ転出する場合は、車両の住所変更手続もしてください。

※廃車手続をする場合は、その車両の軽自動車税を完納しておいてください。

問合先

- 原動機付自転車(125ccまで)、小型特殊自動車(フオークリフトなど)、ミニカー…税務課
- 軽一輪・二輪の小型自動車…和泉自動車検査登録事務所(和泉市上代町官有地) ☎050・5540・2060
- 軽四輪・軽三輪自動車…軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所(堺市西区山田2丁190番地) ☎050・3816・1842

税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署
☎462・3471

確定申告のお知らせ

■申告書を作成するときは

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できますので、ぜひ利用してください。作成したデータは、e・Taxを利用して提出することができます。印刷した「書面」で提出することもできます。

■納税に係る留意事項

●申告書の提出後に、税務署から納付書や納税通知などによる納税のお知らせはありません。納付書をお持ちでない人は、所轄税務署か最寄りの金融機関にある納付書を利用してください。

●新たに振替納税を利用する人(振替口座変更含む)は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までに所轄税務署へ提出してください。



国民健康保険 国民年金 後期高齢者医療制度

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料は
社会保険料控除の対象になります

平成26年中に支払った国民健康保険などの保険料は、平成27年度の市・府民税申告、平成26年分の所得税の確定申告時に、全額が社会保険料控除の対象になります。

【国民健康保険料・後期高齢者医療保険料】

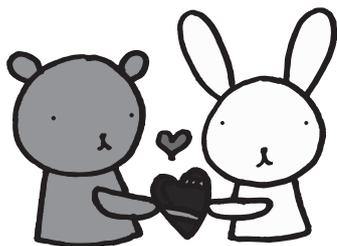
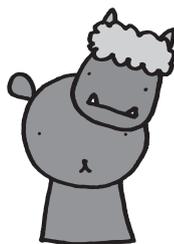
申告時に平成26年中に支払った保険料の合計金額を記入するだけで、支払金額を確認する書類の提出は不要です。
※納付書や口座振替で納付した人には、納付済額の通知書を1月下旬に送付しています。

【国民年金保険料】

「領収証書」や国から送付されている「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（昨年10月1日以降に初めて保険料を納めた人は、2月上旬に送付さ

れる同様の証明書）を申告時に提出することが義務付けられています。
※過去の未納期間の保険料や免除・猶予されていた期間を追納（さかのぼって納付すること）した保険料、支払った家族分の保険料も控除の対象になりますので忘れずに申告しましょう。

問合先 国保年金課



平成26年度 高齢者肺炎球菌予防接種は3月末まで

4月以降は対象者が異なりますので、平成26年度対象者で希望する人は、期間内に接種してください。

公費の接種期間 3月末まで

	①予防接種法に基づく定期接種	②一部助成による任意接種
対象者	㉗平成26年度に下記の年齢になる人 65歳…昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生 70歳…昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生 75歳…昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生 80歳…昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生 85歳…昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生 90歳…大正13年4月2日～大正14年4月1日生 95歳…大正8年4月2日～大正9年4月1日生 100歳…大正3年4月2日～大正4年4月1日生 101歳以上…大正3年4月1日以前に生まれた人 ㉘接種日当日60歳～64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳1級または相当程度の人）	①の対象者以外で接種日当日、 ㉗70歳以上の人 ㉙65歳以上70歳未満の後期高齢者医療被保険者 ※予防接種法に基づく健康被害救済制度は適用されません。
自己負担額	4,000円 ※減免制度あり（市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯に該当する人には、保健センターで自己負担金免除券を発行しますので、事前に申請してください。がん検診などですでに発行されている人はその免除券が使えます。）	医療機関の接種料金から助成額3,500円を差し引いた額（接種料金は、医療機関によって異なります。）
注意	●自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種されます。 ●すでに23価の肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は、原則対象となりません。接種後5年経過している人は、接種医と相談してください。 ●脾臓を摘出した人、公害認定者の人などは、保険などの対応とするか接種医と相談してください。	

※指定医療機関など詳しくは、広報10月号で確認してください。

問合先 保健センター（☎463-6001 Fax461-4571）

